

前回の賛否万論では日本の死刑について、世論調査の傾向や国際的な潮流、国からの情報開示が少ないことなど制度存廃を巡る論点を紹介しました。今回は未解決殺人事件の被害者遺族らで作る「宙の会」の土田猛特別参与に死刑存置論の立場から話を聞きました。

(社会部・葉袋貴信)

被害者側に立てば 廃止はありえない

殺人事件被害者遺族の会「宙の会」特別参与 土田猛さん



つちた・たけし 1947年茨城県生まれ。元警視庁成城署長。07年に退官。司法解剖写真などのCG(コンピュータ・グラフィックス)を作成するNPO法人「法医学CGプロジェクトセンター」を08年に設立。時効制度の廃止や殺人賠償判決の実効性を高める代執行制度法制化などを目的に09年、「宙の会」を設立した。76歳。

「宙の会」の設立経緯を教えてください。

「2000年の年末に東京都世田谷区で一家4人が殺害された『世田谷事件』の捜査に関わる中で、被害者遺族のやりきれなさや無念さを切実に感じました。07年に成城署長を退官しましたが、当時はまだ殺人罪に時効制度が存在していました。人命を奪った加害者が時が来れば何ら制裁を受けないという不条理解消へ、公訴時効制度撤廃を目指して09年に殺人事件被害者遺族とともに会を立ち上げました。法務大臣宛てに嘆願書や4万5000通の署名を提出するなどの活動を行い、10年4月には公訴時効制度廃止法案が可決しました。国民の安全を願う思いが後押しになったと確信しています。会は、同事件や1996年に東京都葛飾区で発生した女子大生放火殺人事件など計20件の被害者遺族を中心に構成しています。メンバーの願いはただ一つ。『自分たちと同じ殺人事件の被害者遺族になってほしくない』です」

現在、主に力を入れている活動は何ですか。

「殺人事件の民事賠償判決に対する『代執行制度』の確立と、DNA活用捜査の法令化を訴えています。公訴時効制度の廃止で、刑事法における償いの制度は確立しましたが、民事裁判で加害者に対し賠償判決が示されても、支払い能力の限界などを理由に事実上賠償を得ることは極めて困難な状況となっています。スウェーデンやノルウェーなどでは採用されていますが、賠償判決の実効性を担保するべく国が被害者へ弁済し、その後、国が加害者にその費用を求める制度の確立を目指しています。現状では『DNAは究極の個人情報』という観点から『DNA

型』の活用にとどまっているDNA捜査については、データベース件数の拡充や法整備も含め米国や中国に比べ後れを取っていることが課題です」

日本独自の道徳観

世界では撤廃や事実上中止の潮流がある死刑制度が、日本に存在している理由をどう見えていますか。

「歴史、宗教観など国や地域を取り巻く社会的・文化的背景の違いは大きく影響していると思います。日本では江戸時代から明治初期まで「あだ討ち」制度があり、「かけがいのない命を奪った償いは自らの命で」という道徳観があります。死刑容認が8割を占める内閣府の世論調査はその証左といえるでしょう。一方、死刑廃止国の中には現場で警察が容疑者を射殺する「即決の処刑」と呼ばれるケー

スが多く見られますが、日本の警察は発砲にはかなり慎重です。このような銃の扱いや正当防衛に関する考え方の違いも関係あるかも知れません」

死刑は犯罪抑止に効果がありますか。

「あると思います。自暴自棄になり破滅願望から犯行に至る犯人を除き、人は本能的に生存欲求があります。殺人犯にとっても同様で、だからこそ裁判で死刑判決に不服を申し立て控訴し命乞いするわけです。自らは相手の命を奪っているのに、です。また極論ですが、死刑がなくなり最高刑が無期懲役になった場合、生活に困窮して残る生涯を冷暖房完備で食事も提供される刑務所で過ごしたいために、居直って殺人を犯す人が出てくるかも知れません。そんな理不尽が税金でまかなわれることを国民は認めるでしょうか」

現在の日本に死刑制度は必要？

#2 「存置派」有識者インタビュー

今回は死刑廃止を訴える立場の有識者インタビューをお届けします。

給付金の種類	支給条件	支給額	支給を受けられる人(数字は支給順位)
遺族給付金	一定の生計維持関係遺族がいる場合 犯罪被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数で算出した額 (8歳未満の生計維持関係遺児がいる場合は、年齢・人数に応じて加算)	872.1万～ 2964.5万円	1:①配偶者(事実上の婚姻関係含む) 2:犯罪被害者の収入で生計を維持していた②子 ③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 3:2に該当しない犯罪被害者の⑦子⑧父母⑨孫 ⑩祖父母⑪兄弟姉妹 ※犯罪被害者が死亡前に要した医療費(負傷または疾病から3年を経過するまでの保険診療の自己負担分と休業損害を考慮した合計額)は加算される
	上記以外の場合	320万～ 1210万円	
重症病給付金	負傷または疾病から3年を経過するまでの保健診療による医療費の自己負担相当額	上限 120万円	犯罪行為によって重症病を負った犯罪被害者本人 1:加療1カ月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病 2:PTSDなど精神疾患の場合、1カ月以上の療養期間かつ3日以上労務できない状態
障害給付金	犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じ算出した額 重度障害(障害等級第1～3級)	1056万～ 3974.4万円	障害が残った犯罪被害者本人
	上記以外の場合	18万～ 1269.6万円	

★対象となる犯罪被害者⇒日本国内または日本船舶もしくは日本航空機内で行われた生命や身体を害する犯罪による死亡、重症病、障害
★支給対象となる犯罪被害者または遺族⇒日本国籍を有する人または日本国内に住所がある人
出典:警察庁ホームページ

犯罪被害者等 基本法制定20年 物心双方のケア さらに拡充を

殺人など故意の犯罪行為で命を奪われたり、重傷病や障害などを受けたりした被害者や遺族には、2004年に制定された犯罪被害者等基本法に基づき、国から給付金が支給されます。警察庁は、現行で最低320万円の支給額を1000万円超に引き上げる施行令改正案を示し、6月中の施行を目指しています。また、県内35市町全てに犯罪被害者に対する見舞金給付制度があり、静岡市を除く34市町で犯罪被害者支援に特化した条例が制定・施行されています。静岡市は「犯

罪等に強いまちづくり条例」で対応しています。弁護士で認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの白井孝一理事長(80)は「犯罪被害者の権利を認めた基本法は国際的にも評価が高い」と指摘した上で、「制定から20年。徐々に被害者に寄り添った内容になってきたが、被害者遺族への情報開示や精神的ケアなどまだまだ改善の余地はある」とさらなる法整備の拡充を求めます。

誤判により死刑判決が下される懸念をどう思いますか。

「誤判はあってはならないし、恣意的な取り調べや証拠の捏造などは人道的に許されるものではありません。ただ、人が人を裁く以上、ミスは避けて通れません。誤りが発覚したときは素直に認め、謝罪・訂正する姿勢を持たないと国民からの理解と信頼は地に落ちます。法秩序を守り、誤った判断を極力減らすためにも重要となってくるのが先に触れたDNAなどを駆使した科学的捜査だと思います」

「結論ありき」避けて

日本の死刑制度は今後どうあるべきだと考えますか。

「かつては廃止論者であった人権派弁護士が妻を殺害された後に、死刑存置に考えが変わったように、当事者にならないと分からないことはたくさんあります。被害者遺族の気持ちに立てば、死刑廃止はありえません。今年2月に法曹関係者や国会議員らが参加する『日本の死刑制度について考える懇話会』が設

立された際、宙の会メンバーからは『またですか…』という嘆息が漏れました。問題提起をして、『死刑に疑問を感じている人が増えている』と死刑容認世論を下げる結論ありきの議論は避けてほしいです。存廃を巡る議論は今後も続くでしょうが、そもそも死刑になるような凶悪な犯罪を減らす社会をつくることのほうが重要です。中高生を中心に命の大切さをしっかりと教え、被害者も加害者も生まない社会構築への努力は欠かせないと思います」

ご意見お寄せください

死刑制度を巡る議論は、「命」の大切さを改めて考える機会でもあります。多角的な視点からの投稿をお待ちしています。お住まいの市町名、氏名(ペンネーム可)、年齢(年代)、連絡先を明記し、〒422-8670(住所不要)静岡新聞社編集局「賛否万論」係、<ファクス054(284)9348>、<メールshakaiibu@shizuokaonline.com>にお送りください(最大400字程度)。紙幅の都合上、編集させてもらう場合があります。